

# 介護施設等の現状について

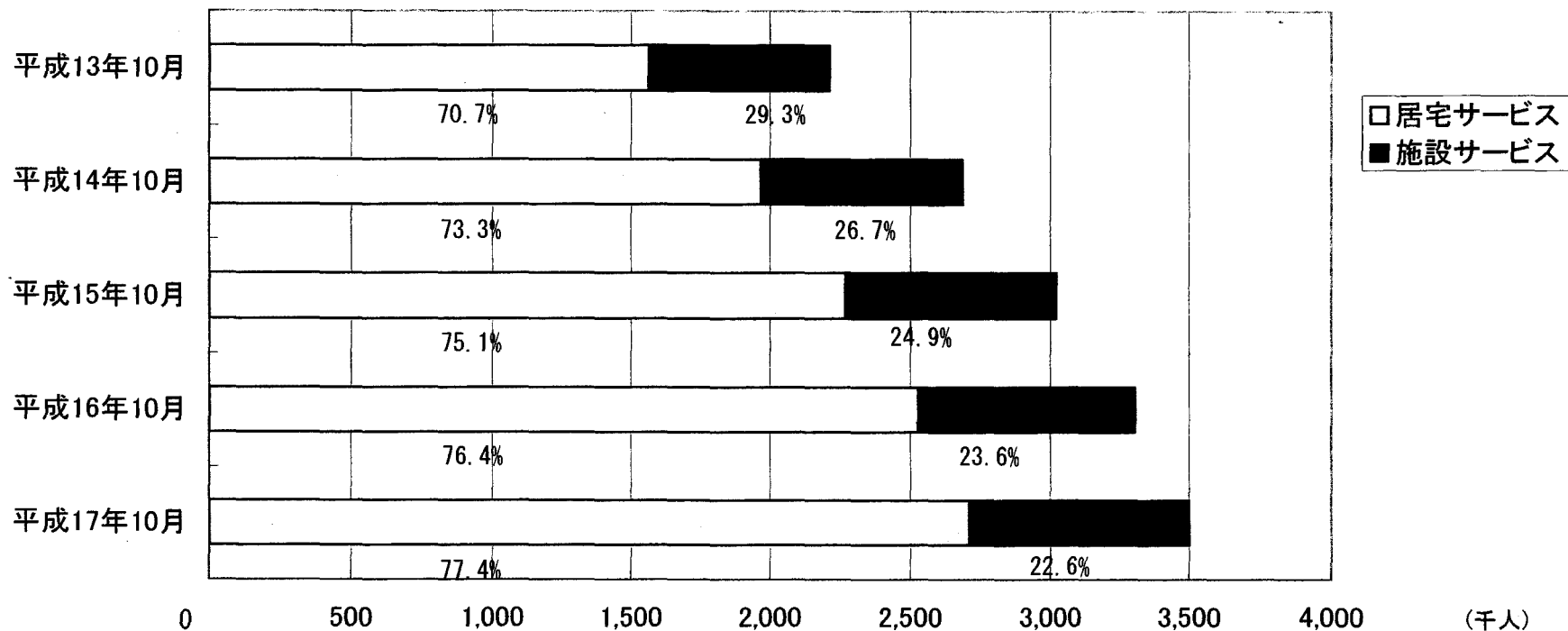
目次	1. サービス利用者数の推移 …1	6. 看取りの状況 …17
	(1) 居宅・施設サービス別利用者数の推移 …1	
	(2) 種類別の入所・居住系サービス利用者数の推移 …2	7. 居住環境等 …18
2. 各施設の概要 …3		(1) 1人当たり居室等面積の基準 …18
(1) 入所・居住系サービスの概要 …3		(2) 居室等の定員の経年変化 …19
(2) 平均要介護度の経年変化・施設ごとの現状 …5		(3) ユニット型施設の整備率 …21
(3) 介護保険3施設の退所者に係る平均在所日数の経年変化 …6		(4) 補足給付(低所得者対策)受給者の割合 …22
(4) 介護保険3施設の入退所の状況 …7		(5) 高齢者の資産保有状況 …23
3. 介護サービスの状況 …9		8. 施設等の整備状況 …24
(1) 職員配置の状況 …9		(1) 施設等の整備状況 …24
(2) 資格の取得状況 …11		(2) 介護療養型医療施設の整備状況 …25
4. 医療・看護サービスの状況 …12		(3) 老人保健施設の整備状況 …26
(1) 職員配置の状況 …12		(4) 特別養護老人ホームの整備状況 …27
(2) 介護保険と医療保険の調整 …13		9. 介護を受ける場所についての意識調査結果 …28
(3) 医療処置の状況 …14		(1) 介護を受ける場所の希望 …28
5. リハビリテーション等の状況 …15		(2) 自宅で介護を受けたい理由 …29
(1) 職員配置の状況 …15		(3) 自宅で最期まで療養することが困難な主な理由 …30
(2) 介護保険3施設において提供しているリハビリテーション等の状況 …16		

# 1. サービス利用者数の推移

## (1) 居宅・施設サービス別利用者数の推移

○ 居宅サービス利用者の占める割合が増加している。

居宅・施設サービス別割合(利用者数)

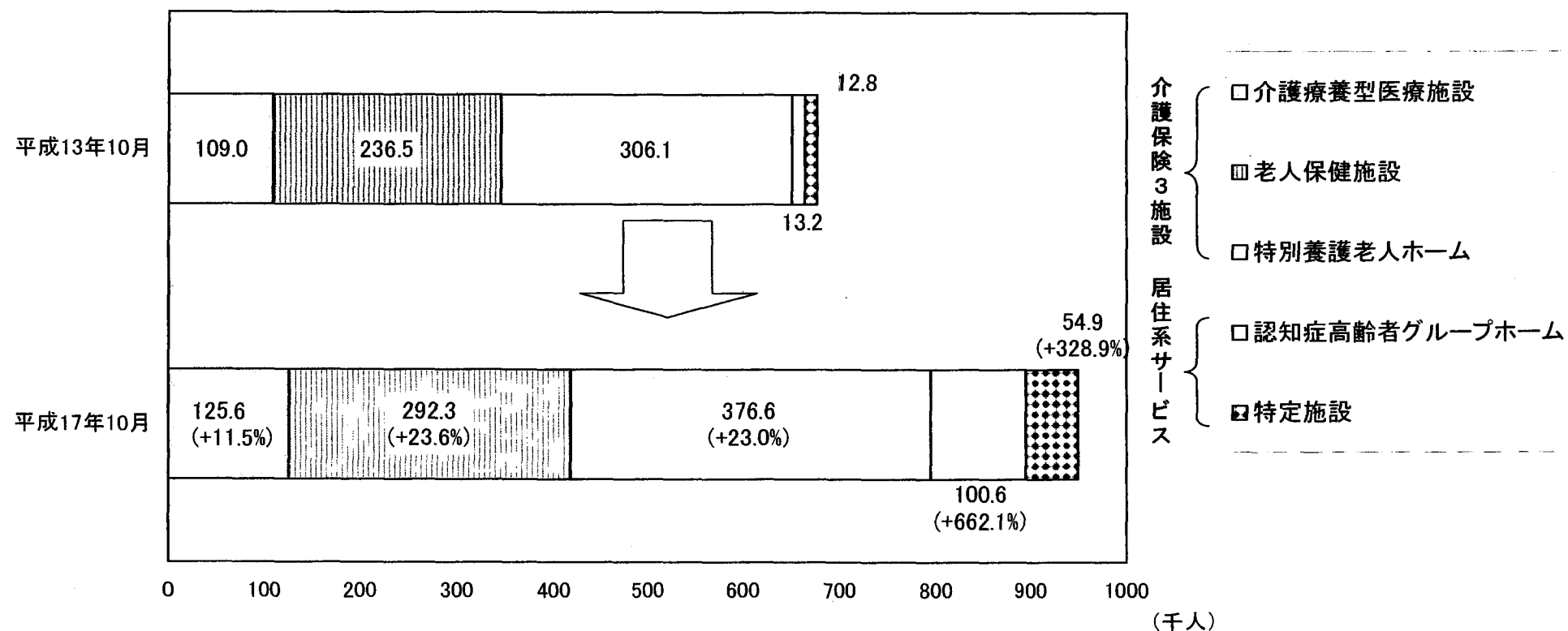


【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年10月サービス提供分)

## (2) 種類別の入所・居住系サービス利用者数の推移

○ 入所・居住系サービスの利用者数が増加している中で、介護保険3施設よりも、居住系サービスの伸び率が高い。

入所・居住系サービスの利用者数の推移



【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年10月サービス提供分)

## 2. 各施設の概要

### (1) 入所・居住系サービスの概要

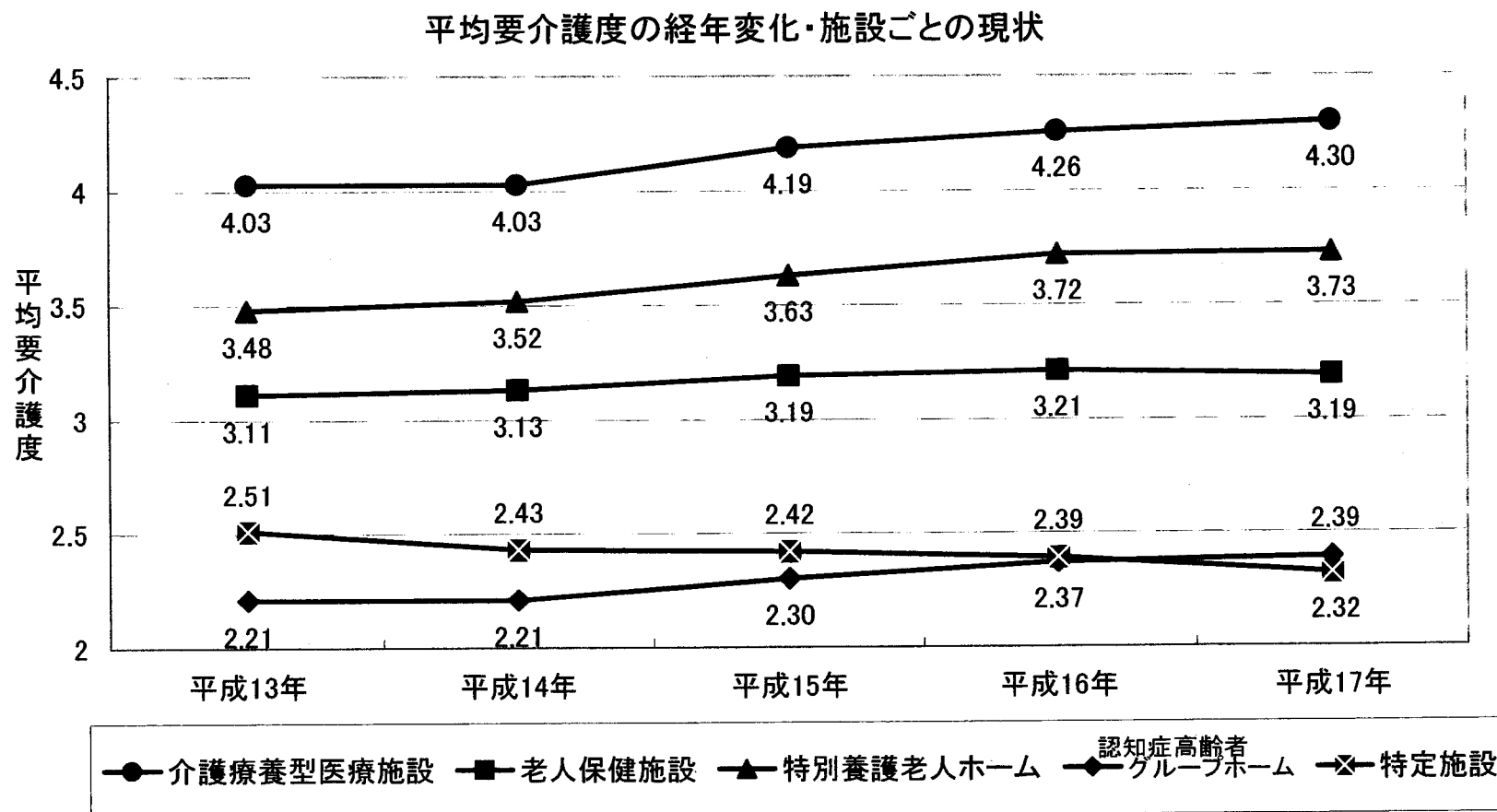
	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
基本的性格	重医療・要介護高 齢者の長期療養 施設	要介護高齢者が 在宅復帰を目指す リハビリテーション 施設	要介護高齢者の ための生活施設	認知症高齢者の ための共同生活 住居	要介護高齢者も含 めた高齢者のため の生活施設
定義(介護保険法)	(「介護療養型医療施設」の定義) 療養病床等を有する 病院又は診療所であ つて、当該療養病床等 に入院する要介護者 に対し、施設サービス 計画に基づいて、療 養上の管理、看護、 医学的管理の下にお ける介護その他の世 話及び機能訓練その 他必要な医療を行 うことを目的とする 施設。	(「介護老人保健施設」 の定義) 要介護者に対し、施 設サービス計画に基 づいて、看護、医学 的管理の下における 介護及び機能訓練 その他必要な医療 並びに日常生活上 の世話を行うこと を目的とする施設。	(「介護老人福祉施設」 の定義) 老人福祉法に規定 する特別養護老人 ホームに入所する 要介護者に対し、 施設サービス計画 に基づいて、入浴、 排せつ、食事等の 介護その他の日常 生活上の世話、機 能訓練、健康管理 及び療養上の世 話を行うことを 目的とする施設。	(「認知症対応型共同 生活介護」の定義) 要介護者であつて、 認知症であるもの (その者の認知症 の原因となる疾 患が急性の状態 にある者を除く。 )について、その 共同生活を営む べき住居におい て、入浴、排せ つ、食事等の介 護その他の日常 生活上の世話 及び機能訓練 を行うこと。	(「特定施設入居者 生活介護」の定義) 有料老人ホーム、 経費老人ホーム、 養護老人ホーム 又は適合高齢者 専用賃貸住宅に 入居している 要介護者につ いて、提供する サービスの内容 等を定めた計 画に基づき行 われる入浴、 排せつ、食事 等の介護その 他の日常生活 上の世話、機 能訓練及び療 養上の世話。
施設数	3,717	3,131	5,291	5,449	904
定員数	138,942人	282,513人	363,747人	76,998人	40,597人

		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
平均要介護度		4.30	3.19	3.73	2.39	2.32
平均在所日数		359.5日	230.1日	1,429.0日	(データなし)	(データなし)
1人当たり居室面積		6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ
1部屋の定員数		4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室
主な 職員 配置 基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)		
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	3:1以上	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人
	介護職員	6:1以上				
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上			
	機能訓練指導員			1以上		1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上		100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	1以上	1以上 100:1を標準

- 1 平均要介護度は、「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、平成17年11月審査分)から算出
- 2 施設数、定員数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成16年10月1日時点)
- 3 平均在所日数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成15年9月中の退所者等について)
- 4 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

## (2) 平均要介護度の経年変化・施設ごとの現状

- 介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の順で平均要介護度が高い。
- 特定施設を除き、平均要介護度は高くなる傾向にある。



【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年11月審査分)

### (3) 介護保険3施設の退所者に係る平均在所日数の経年変化

- 平均在所日数は介護療養型医療施設が約1年、老人保健施設が約8ヶ月、特別養護老人ホームが約4年である。
- 各施設ごとの平均在所日数の推移については大きな変化はない。

(日数)

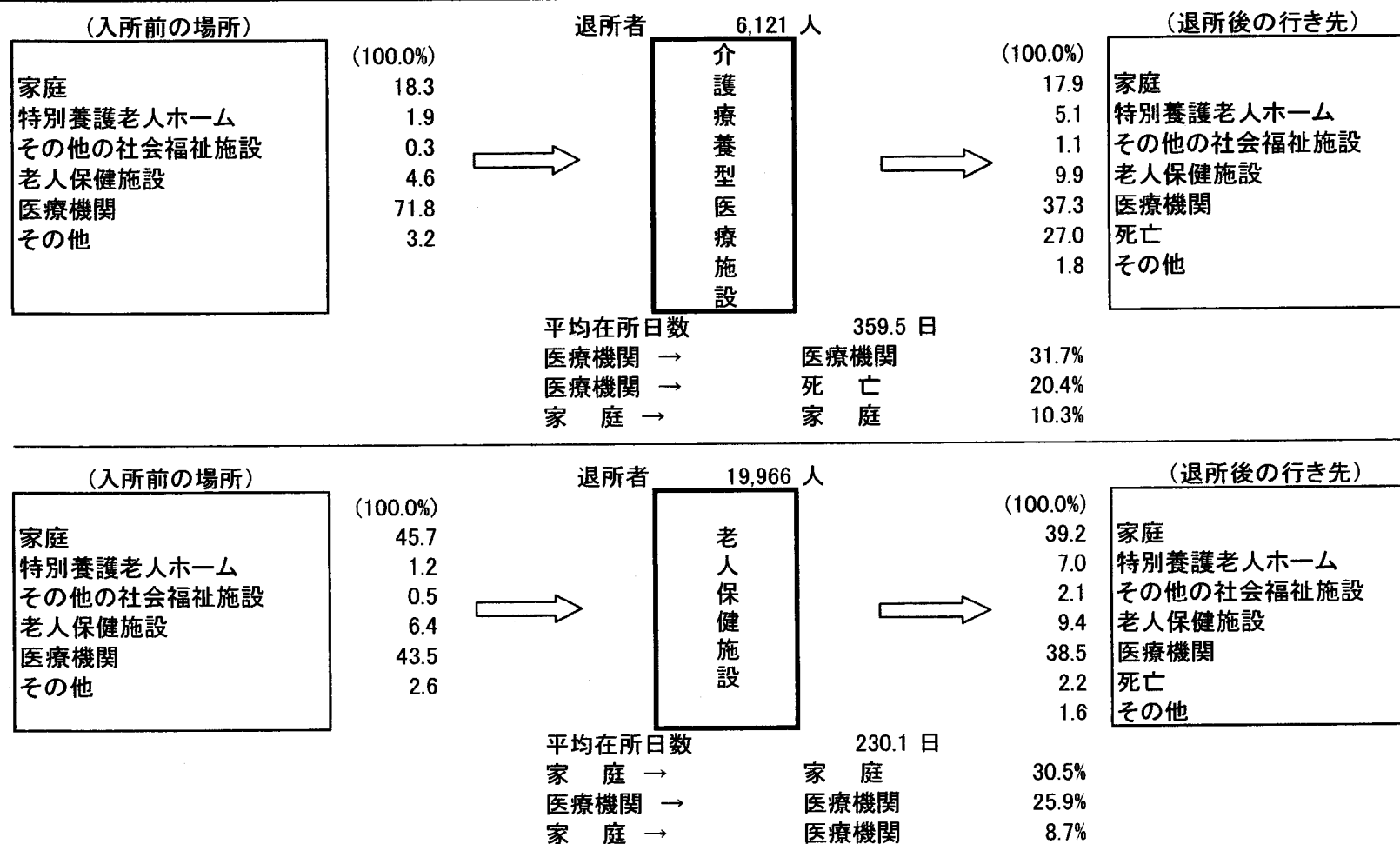
	平成13年	平成15年
介護療養型医療施設	359.3	359.5
老人保健施設	229.2	230.1
特別養護老人ホーム	1,502.2	1,429.0

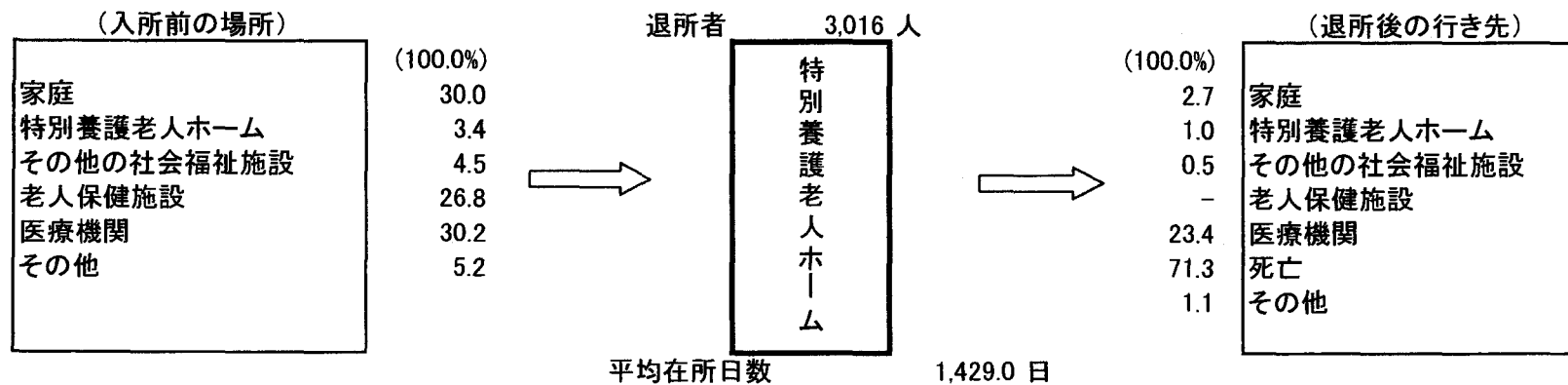
【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、各年9月中の退所者等について)



#### (4) 介護保険3施設の入退所の状況

- 介護療養型医療施設では、約7割が医療機関から入院し、約4割が医療機関に移り、約3割が死亡退院している。
- 老人保健施設では、約5割が家庭、約4割が医療機関から入所し、家庭、医療機関それぞれに約4割が退所している。
- 特別養護老人ホームでは、退所者の約7割が死亡によるものである。

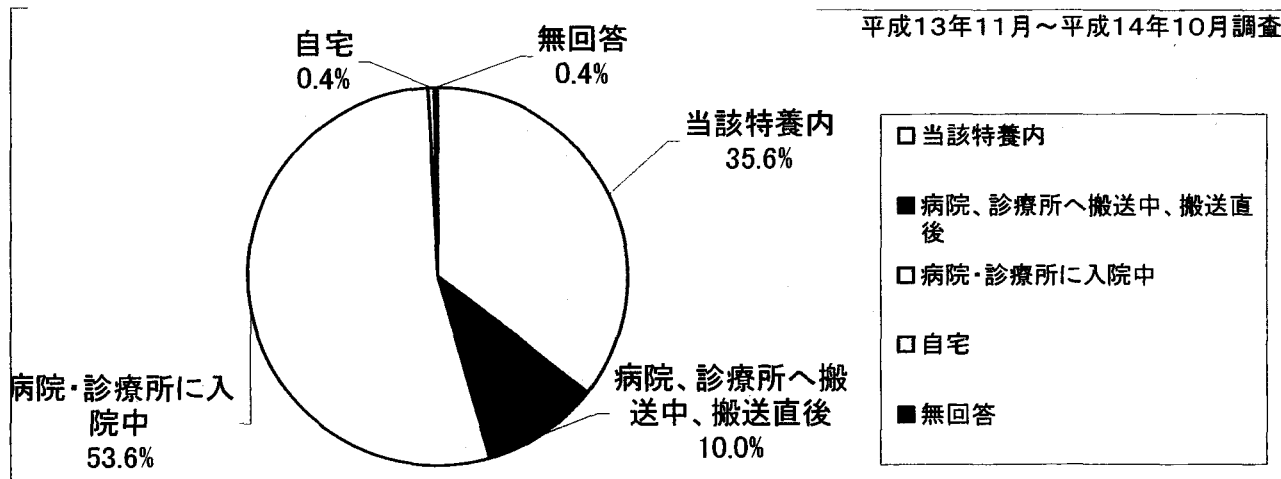




注:「その他」には不詳を含む。

【資料】「平成15年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、平成15年9月時点)

(参考)特別養護老人ホームの死亡退所者の死亡の場所



【資料】「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究報告書」(医療経済研究機構、平成15年3月)

### 3. 介護サービスの状況

#### (1) 職員配置の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、介護職員及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置 基準 (※1)	介護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) 〔介護25人〕 〔看護9人〕	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕	3:1以上 (4人)(※3)	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕
	看護職員	6:1以上 (17人)				
従業 者数 (※2)	介護職員	33.1	30.1	37.7	7.2(※3)	39.6
	看護職員	30.5	11.1	4.9		5.9

※1…( )内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業者数

※3…認知症高齢者グループホームは、利用者10人あたりの数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

## 夜勤職員の基準

施設種類	夜勤職員基準
介護療養型医療施設	2以上で、かつ入院患者数30人ごとに1以上 (うち看護職員が1以上)
老人保健施設	2以上 40人以下の施設で常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては1以上
特別養護老人ホーム	利用者数25人以下 1以上 利用者数60人以下 2以上 利用者数80人以下 3以上 利用者数100人以下 4以上 100人を超えて25を増すごとに1以上 (ユニット型)2ユニットごとに1以上
認知症高齢者 グループホーム	介護従業者の数が1以上
特定施設	常に1以上の介護職員を確保

## (2) 資格の取得状況

○ 介護職員に占める介護福祉士の割合は、老人保健施設と特別養護老人ホームでは約4割となっている。

平成16年10月1日

	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
介護職員	45,929人	85,151人	136,960人	55,685人	16,089人
介護福祉士(再掲)	8,674人 (18.9%)	37,834人 (44.4%)	57,346人 (41.9%)	(注1)	(注1)
看護職員	42,413人	31,446人	17,788人	2,872人 (注2)	2,375人

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

(注1) データなし

(注2) 認知症高齢者グループホームの看護職員は、介護職員の再掲である。

## 4. 医療・看護サービスの状況

### (1) 職員配置の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、医師及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置基準 (※1)	医師	3以上 48:1以上 (3人)	常勤1以上 100:1以上(注) (1人)	必要数 (非常勤可)(注)	(注)	(注)
	看護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) (9人)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 (3人)	/	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人 (3人)
従業者数 (※2)	医師	6.1	1.2	0.4	/	/
	看護職員	30.5	11.1	4.9	/	5.9

※1…( )内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業員数。

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

(注) 老人保健施設、認知症高齢者グループホーム及び特定施設においては、利用者の症状の急変等に備え、協力医療機関を、特別養護老人ホームにおいては、入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めることとしている。

## (2) 介護保険と医療保険の調整

- 医療サービスは、施設により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。

手術・放射線治療 急性増悪時の医療等			
特殊な検査 (例:超音波検査など) 簡単な画像診断 (例:エックス線診断など)	医療保険で給付		
投薬・注射 検査 (例:血液・尿など) 処置 (例:創傷処置など)	介護保険で給付		
医学的指導管理			
	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム

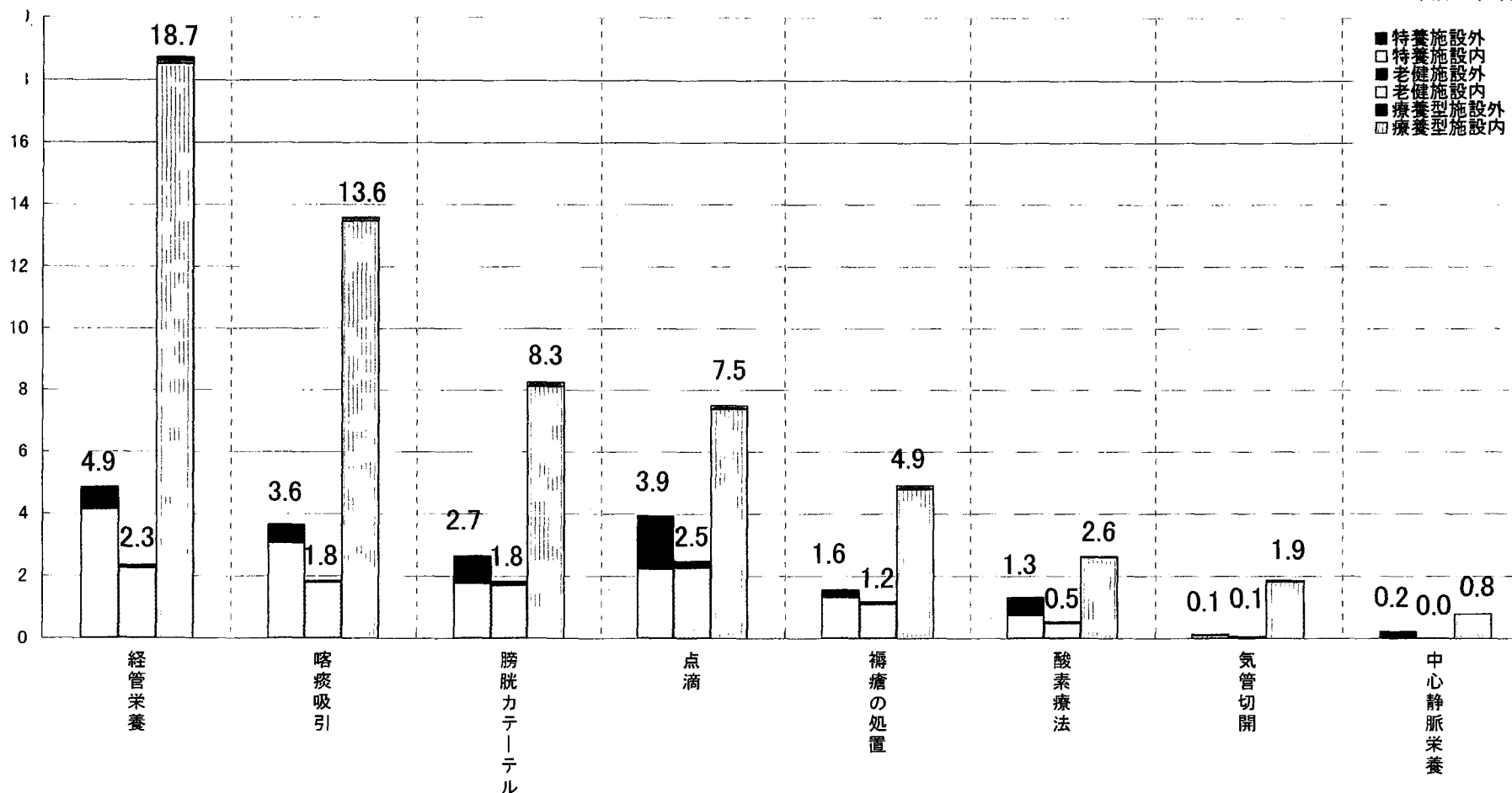
### (3) 医療処置の状況

- 施設種別によって違いはあるが、介護保険3施設の利用者の中にも、経管栄養、喀痰吸引、膀胱カテーテルなどの医療的な処置を受けている者がいる。
- 特別養護老人ホームにおいては、相対的に施設外で医療処置が提供されている割合が高い。

(%)

#### 介護保険3施設の利用者のうち医療処置を受けた者の割合

平成13年9月



\* 表記グラフは、「他の医療機関での処置を受けた者」又は「施設内で処置を受けた者」を合計した人数を、各介護保険施設の利用者数で除したものの割合を示したものである。なお、「他の医療機関での処置」と「施設内の処置」の双方を受けた者は、重複計上されている。

【資料】「平成13年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)